

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第1号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部すみだ食育推進会議の項の次に次のように加える。

墨田区がん対策推進会議	がん対策の総合的な推進に係る検討に関すること。
-------------	-------------------------

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。